

ねらい

学校が保護者や地域の人々の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。各学校では、保護者や地域の人々等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに学校運営の状況等を周知し、学校としての説明責任を果たしていくため、平成13年度から学校評議員を置いています。

現状

<四日市市立学校学校評議員設置要綱から>

- 学校評議員の定数
学校評議員の定数は、5人以内とし校長が決定します。
- 学校評議員の役割
学校評議員は、校長の求めに応じ、教育活動の実施、地域社会及び家庭と学校の連携推進等、校長の行う学校運営に関して意見を述べるすることができます。

<学校評議員の状況>

- 学校評議員の人数

年度	のべ人数	男女別人数		交代した 評議員数	評議員の増減	
		男	女		増員	減員
平成16年度	197人	134人(69.6%)	60人(30.4%)	132人	1校	9校
平成17年度	199人	138人(69.3%)	61人(30.7%)	55人	2校	0校
平成18年度	195人	134人(68.7%)	61人(31.3%)	53人	2校	5校
平成19年度	195人	133人(68.2%)	62人(31.8%)	95人	3校	4校

- 1校あたりの学校評議員の人数（平成19年度）

4人未満	4人～5人	1校平均
55校	7校	3.1人

- 学校評議員の職種等（平成19年度）

PTA 関係者	自治会等 関係者	社会福祉施設・ 団体関係者	社会教育 団体関係者	学識 経験者	保護司	ボランティア 関係者	その他
66人	26人	41人	6人	25人	6人	6人	19人

- ・ 自治会等の関係者……自治会、地区の役員等
- ・ 社会福祉施設・団体関係者……社会福祉協議会職員、民生委員、児童委員 等
- ・ 社会教育団体関係者……青少協、人権協、少年団の役員 等
- ・ 学識経験者……元教育長、元校長、元教職員 等
- ・ ボランティア関係者……地域ボランティア、学校支援ボランティア、子ども見守り隊 等
- ・ その他……学校医、警察協助手、同窓会 等

第4章 教育活動を支えるもの

＜学校評議員研修会の実施＞

- (1) 日 時 平成19年5月12日(土) 9時30分～11時30分
- (2) 場 所 四日市市総合会館8階 視聴覚室
- (3) 参加人数 124名(小学校79名 中学校45名)
- (4) 主な内容
 - ・ 本市における地域に開かれた学校づくりについて(教育委員会)
 - ・ 「京都の教育 教育改革の流れ」(京都市教育委員会地域専門主事室 井上副室長)

＜実施状況と意見聴取内容＞

- 学校評議員会実施状況(平成19年度:学校評議員会報告書より)

(※コミュニティスクール調査研究校の学校運営協議会の実施等を含む。)

	1学期		2学期		3学期	
	実施校数	のべ回数	実施校数	のべ回数	実施校数	のべ回数
小学校	29校	32回	9校	11回	20校	22回
中学校	17校	22回	7校	8回	11校	13回

- 個別の意見聴取の状況(授業参観、学校行事等の学校訪問時に、各評議員から個別に意見聴取を実施した状況)

	実施校数	のべ回数	個別意見聴取回数		
			5回未満	5回以上	10回以上
小学校	30校	357回	62人	14人	9人
中学校	15校	158回	30人	9人	3人

- 学校評議員会での主な意見聴取内容(平成19年度:学校評議員会報告書より)

意見聴取内容	小学校	中学校	意見聴取内容	小学校	中学校
学校づくりビジョン	39件	21件	生徒指導・進路指導	18件	23件
学校評価	21件	16件	児童生徒の安全管理	13件	7件
地域との連携協力	31件	11件	学校の施設設備	4件	5件
学びの一体化	5件	4件	保護者への啓発	21件	7件
教育課程	10件	10件	児童生徒の様子	39件	24件

- ・ 1学期には、学校づくりビジョンの説明、2学期には、学校づくりビジョンの進捗状況報告や自己評価の進め方についての協議、3学期には、学校の自己評価を基にした協議や次年度への改善方針についての意見交換も行われるようになってきています。
- ・ 学校と地域の連携、地域の人材活用、家庭教育についての保護者への啓発の必要性等、地域や家庭の果たす役割についての意見も多くなってきています。

課 題 (今後の方向)

- 学校評議員制度は、「校長の求めに応じ、校長の行う学校運営に関して意見を述べるができる」といった学校評議員の役割の特性から、存続させていきます。
- 保護者・地域住民等で構成する「学校づくり協力者会議」を次年度より各小中学校に設置し、学校運営についての意見交換や学校関係者評価を行うこととなります。「学校づくり協力者会議」は、これまでの学校評議員制度を発展させ、学校・保護者・地域が連携協力し、地域に開かれた学校づくりをさらに進めていくための組織として充実を図ります。
- 学校教育法施行規則では、学校関係者評価の実施が努力義務として規定されました。今後も学校評議員においては、学校の評価者として、学校に対して意見を述べるとともに、家庭・地域においては学校運営改善のための窓口の一つとして、また、学校の理解者としてその努力を伝えていくことが期待されています。